

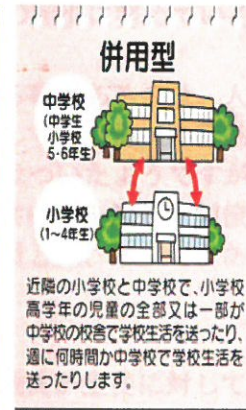
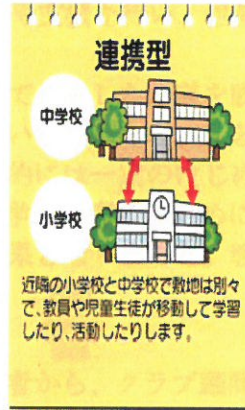


— 教育改革 施設一体型小中一貫教育が必要！！ —

平成28年4月1日より小中一貫校が義務教育学校化

概要

先の国会において、小中一貫校を制度化する改正学校教育法が成立しました。施行後は自治体や学校法人の判断で小中一貫校が設置できるようになります。小、中学校を分けた「6・3」制以外の学年の区切りを設定でき、「4・3・2」制など地域の実情に応じ柔軟に変更できる。中学進学時に授業の変化に適応できなくなるいわゆる「中1ギャップ」の解消につながるほか、中学校の教員が小学校で教える「乗り入れ授業」を行うことで専門性をより深められる。教員は原則、小中両方の教員免許が必要になります。



(出典：三条市 HP「小中一貫教育のタイプについて」)



太田の考え

これまで幾度も小中一貫教育の必要性を訴えてまいりました。本年度より全市で連携型を取り組むことは一歩前進だと考えますが、調査時間が掛かり過ぎではないでしょうか。校区編成に関しても、高槻市は白紙のままです。これからは、ますます少子化が進み、児童数に偏りがみられることでしょう。その中で果たして連携型が良いのか、施設一体型が良いのか、考える余地はあると思います。また、施設一体型小中一貫校を設置している京都市などでは、学校周辺に教育熱心な若い世代が住むようになり、地価が上がっているとお聞きしています。つまり、小中一貫教育は学力向上や不登校対策に有効とされているばかりか、まちのグレード向上にも寄与し、生産年齢人口が増加する一助にもなるわけです。計画を早期に実施できるように施設一体型小中一貫教育の設置を強く要望しました。

議 会 発 言 項 目

「子どもの命を守る
 ことについて」



平成27年8月高槻市において少女の死体が遺棄され、大きなニュースとなりました。このような事件が二度と起こらないようにすべく、夜間に居場所がない子どものために緊急一時保護室の設置をするなど、本市に具体的な対策を提言しました。

「球技ができる広場を
 つくることについて」



ごく一部を除き公園ではサッカーや野球が禁じられています。球技ができる施設の予約状況が年間競争倍率で約10倍～80倍となっており(平成27年3月時点)使いたいときに使えない状況にあり、市民のニーズを考えるべきと正しました。

「芥川緑地プールの
 あり方について」



協議会において、平成27年度末には芥川緑地プールの存廃の判断をするとのことでした。地域の住民にとって思い出のある、なれ親しんだプールがなくなることを市民に周知するべきと正しました。